

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
 八頭郡智頭町農地委員会三号委員の候補者につき覚書に
 掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日
 を次の通り指定する。

昭和二十六年一月五日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

記

昭和二十六年一月六日

昭和二十六年一月九日

昭和二十六年一月五日
 外 金曜日

本書ノ大キサハ横ノ規格A五列

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第二号

鳥取縣農業試驗場設置條例を次のように定める。

昭和二十六年一月五日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣農業試驗場設置條例

(目的)

第一條 農業に関する試験研究を行い、能率的な農法の発達農業生産の増大及び農民生活の改善を図つて農民の利益を増進する目的のために鳥取縣農業試験場（以下「試験場」という。）を設置する。

(業務内容)

第二條 前條の目的を達成するため試験場は、おむね次の事項につき調査並びに試験研究等を行う。

昭和二十六年一月五日
外 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- 一、農業経営技術の改善に関すること
- 二、農民の生活改善に関すること
- 三、農作物の品種改良並びに栽培に関すること
- 四、土壌肥料に関すること
- 五、農作物の病害虫防除に関すること
- 六、農業機械器具に関すること
- 七、畜産に関すること
- 八、農畜産加工に関すること
- 九、農業及び農民生活に関する物件の分析、鑑定並びに種苗及び有用菌の育成に関すること
- 一〇、その他農業改良普及事業に関すること

(名称及び位置)

第三條 試験場の名称及び位置は次の通りとする

名	鳥取縣農業試験場
称	
位	鳥取市吉成
置	

